

第 6 号議案

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市立幼稚園条例（昭和 4 0 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 6 月 1 3 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和 4 0 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を
次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表 1 中

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円
2 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
3 前2号に定めるもののほか、特別の理由があると認める世帯	相当と認める額		

」

を

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯			
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額20,000円	年額50,000円	年額79,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯			
4 前3号以外の世帯	—	—	年額79,000円
5 特別の理由があると認める世帯	相当と認める額		

」

に、同項の表2中

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	年額35,000円	年額79,000円
2 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
3 前2号に定めるもののほか、特別の理由があると認める世帯	相当と認める額	

」

を

「

1 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯		
2 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額35,000円	年額79,000円
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯		
4 前3号に定めるもののほか、特別の理由があると認める世帯	相当と認める額	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の亀岡市立幼稚園条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の改正に伴い、保育料を減額する世帯区分に関わらず、同一世帯から3人以上就園している場合について、第3子以降を減額対象とすること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成25年4月1日から適用すること。